

関連規程等

不正使用・不正行為に関する片柳学園および東京工科大学の関連規程等

行動規範・基本方針	・公的研究費の不正使用防止に関する基本方針 ・公的研究費の使用に関する行動規範
研究不正に係わる総括規程	・研究費の不正使用及び研究活動に係わる不正行為の防止に関する規程
研究不正の防止	・研究不正防止計画 ・特殊な役務の検収ルール ・公的研究費の内部監査マニュアル
研究費の管理・使用	・管理運営規程 ・業務分掌規程 ・東京工科大学行動規範 ・就業規則 ・国内出張旅費規程 ・海外出張旅費規程 ・科学研究費使用マニュアル ・片柳学園調達規程
研究活動	・職務発明規程、知的財産権委員会規程、知的財産としてその権利を法人に留保することとする判定基準 ・利益相反行為防止に関する規程 ・安全保障輸出管理規程 ・情報セキュリティ対策規程
懲罰	・就業規則 ・懲罰委員会規程



研究倫理 ガイド

—公正な研究活動を目指して—



東京工科大学 研究協力部

〒192-0982

東京都八王子市片倉町1404-1

TEL:042-637-2441 FAX:042-637-1127

E-mail:jm-rsc@stf.teu.ac.jp

URL:<https://www.teu.ac.jp/karl/>

TOKYO UNIVERSITY OF TECHNOLOGY

東京工科大学
研究協力部

東京工科大学における研究者の7つの責務

研究活動 1. 透明性と説明責任

2. 公正性

3. 研究データの適切な保存

研究費 4. 適正使用

研究倫理 5. 関連規程の遵守

6. 研究倫理・コンプライアンス教育の受講

7. 研究倫理・コンプライアンス誓約書の提出

不正行為の防止体制

不正行為とは [研究費の不正使用] および [研究活動に係わる不正行為] を指します。

研究費の不正使用とは

大学に対して研究費を不正に支出させる以下の5つの行為を研究費の不正使用と定めています。

1. 研究費の目的外の使用
2. 架空請求に係る業者への預け金
3. カラ出張、カラ謝金
4. 書類の捏造、改ざん
5. 条件違反による使用

研究活動に係わる不正行為とは

本学の研究者が、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる捏造、改ざん、盗用であり、以下に定めるもの。

捏 造: 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

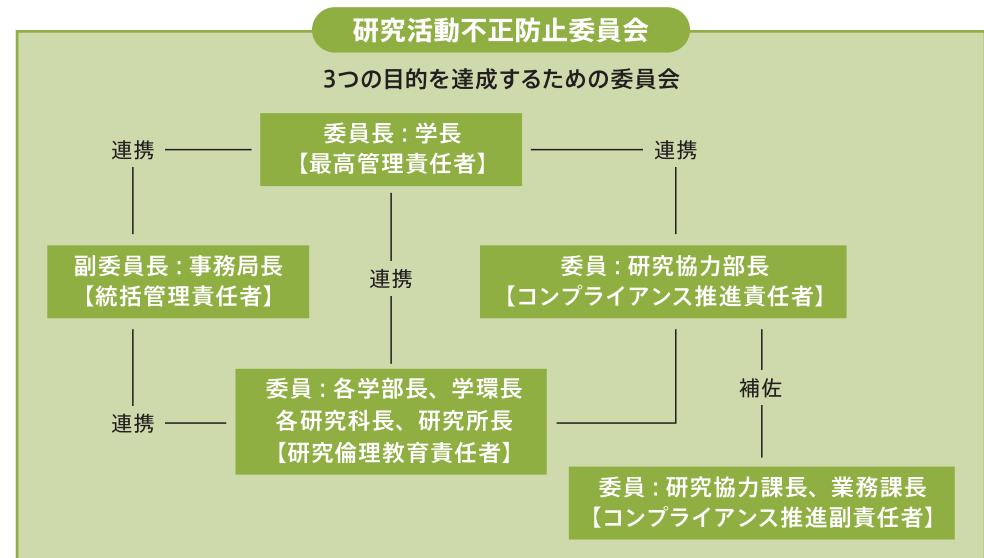
改ざん: 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

盗 用: 他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文または用語を当該研究者の了解または適切な表示なく流用すること。

捏造、改ざん、盗用の他、論文の二重投稿、論文著作者が適正に公表されない不適切なオーサーシップ及び研究上の不適切な行為であって、科学者の行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいもの。

不正行為を防止するための3つの目的

1. 研究費の公正かつ適切な取り扱いを図る
2. 研究活動における研究者倫理の逸脱を防止する
3. 研究活動の公正性を確保する



参照URL:文部科学省の予算の配分又は措置により行われる研究活動において不正行為が認定された事案(一覧)

https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360484.htm



参照 URL: 文部科学省ガイドライン「研究活動における不正行為への対応等」

https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/



不正行為に関する通報・告発について

通報者・告発者

- 保護体制の強化等
- ・相談・通報行為が不利益にならないよう十分配慮
- ・調査協力の依頼
- ・悪意に基づく告発には法的措置を講じることがある
- ・関係者の秘密保持を徹底

通報・告発窓口:研究協力課

受付場所:片柳研究所棟1階
受付時間:10:00~17:00
郵送先:192-0982
東京都八王子市片倉町1404-1
東京工科大学 研究協力課 通報窓口
Email:tsuho@stf.teu.ac.jp
TEL:042-637-1163
FAX:042-637-1127
方法:書面、FAX、電子メール、電話、面談等
内容:顕名により、研究者又は研究グループ等の氏名、名称、不正行為の態様、その他事案の内容及び不正とする合理的な理由が示されていること。
相談:告発の是非や手続きについて疑問がある場合は、通報窓口に相談ができる。方法は書面、FAX、電子メール、電話、面談等による。

研究活動不正防止委員会

- ①予備調査委員会の設置
- ②本調査実施の有無

告発者・被告発者へ通知

- ①本調査実施の有無
- ②調査委員会の構成

不正行為に関する調査の流れ

告発等の受理

予備調査

本調査

不服申し立て

再調査

報告・公表・懲戒審議

研究協力課

不正防止委員長が必要と認めた場合は、予備調査委員会を設置

予備調査委員会

30日以内に予備調査結果を不正防止委員長に報告

調査委員会

150日以内に調査結果を不正防止委員長に報告

再調査委員会

30日または50日以内に再調査結果を不正防止委員長に報告

不正行為の有無の認定が確定

(報告先)

理事長、配分機関、関係省庁

(公表)

ホームページ等にて、氏名・所属・概要・措置内容等を公表

(懲戒審議)

懲罰委員会にて処分の審議

本調査を実施する場合は、告発者・被告発者へ通知
本調査を実施しない場合は、告発者のみ通知

調査結果を告発者・被告発者へ通知
告発者・被告発者は、14日以内に不服申立てができる (不服申立てがない場合)

不服申立ての却下または再調査の実施の有無について、不正防止委員長に報告
結果を不服申立て人(告発者・被告発者)へ通知

再調査結果を告発者・被告発者へ通知
(再調査をしない場合)
(不服申立てがない場合)

研究データの保存について

研究者は、研究発表の基となる研究データ(実験ノート、数値データ、画像、試料、装置等)を適切な方法により、10年間保存し、研究成果の第三者による検証可能性を確保しなければならない。

また、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

※保存や保管が本質的に困難なもの(不安定物質、実験自体で消費されてしまう試料)や、多大なコストがかかるもの(生物系試料)については、この限りではない。

研究インテグリティの確保について

研究インテグリティとは、研究の健全性・公正性を意味します。

その確保にあたっては、研究不正や利益相反の防止、安全保障貿易管理などをより適切に実施していくことが重要となります。また、大学の研究活動が、国際的に信頼性のある研究活動として認められるよう、研究インテグリティの確保を推進する必要があります。

研究者が守るべき規範

- ・研究の国際化、オープン化に伴う新たなリスクを認識
- ・自らの研究活動の透明性の確保、説明責任の必要性の理解
- ・利益・責務相反、技術・情報流出の危険性と防止の重要性を認識

研究者が取り組むべき事項

- ・外国機関との共同研究や交流等でリスクが懸念される場合の事前相談
- ・研究活動の透明性の確保に係る情報(職歴・研究経歴・外国機関からの支援等)の報告
- ・外国機関との連携・契約、外国からの報酬・物品の提供に係る手続きに関する事前相談・報告
- ・外国機関との連携・契約時の相手方の情報や目的の確認

利益相反についての取り組み

利益相反とは、教育や研究を含む大学教職員としての活動において、主に以下の2点の状態です。

- ① 教職員等としての義務よりも、自己又は第三者の利益を優先させること
- ② 産業界または産業界がバックアップする団体等から受領した有形・無形の経済的利益が、教職員・専門家としての判断にバイアスを生じさせ、判断の中立・公正性を欠く状態のこと

外部機関から研究費・寄付金等、物品・設備等、および、労務の提供を受けるには、大学と当該外部機関との間で契約を締結することが必要です。個人で外部機関と契約すると、利益相反管理上の問題になりますので、注意してください。

大学に対する利益相反申告は、教職員としての義務です。また、利益相反委員会の調査対象となったときには、教職員として誠実かつ積極的に調査への協力をお願いします。

利益相反委員会の審議事項と体制

■審議事項

- ① 利益相反マネジメント
- ② 利益相反行為の調査
- ③ 利益相反行為の再発防止

■体制

委員長：学長
委 員：各研究科長、各学部長、学環長、研究所長、事務局長

利益相反調査について

本学では、毎年2月に利益相反調査を行っています。
本調査は全教員の回答が必須の調査になります。

■調査内容

- ① 企業等との活動または大学(学長)を契約主体としない契約
- ② 親族との契約関係
- ③ 学生派遣の有無

■回答方法

オンラインにより専用サイトにアクセスして回答

安全保障輸出管理についての取り組み

本学の安全保障輸出管理に関する基本方針は以下のとおりです。

- ① 國際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれがあると判断される取引は行わないこと
- ② 取引に当たっては、外為法等及び本学の安全保障輸出管理規定を遵守すること
- ③ 輸出管理を適切に実施するための体制の整備・充実を図り、輸出管理の適正な実施を図ること

技術・情報を外国において若しくは非居住者に提供又は物品を輸出しようとする場合は、安全保障上の懸念の確認を行い、その懸念度に応じて適切に処理する必要があります。

参照 URL: 経済産業省 大学研究機関における安全保障貿易管理に関するヒヤリハット事例集
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/daigaku/jireishu.pdf>



安全保障輸出管理委員会の審議事項と体制

■審議事項

- ① 該非判定と取引審査の判定
- ② 教職員学生への教育・啓蒙活動
- ③ 輸出管理に係わる監査

■体制

委員長：学長
副委員長：事務局長